

埼玉県運輸事業振興助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、軽油引取税の税率の引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、これら輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するとともに、運輸事業の健全な発展と県民福祉の一層の向上を図るため、一般社団法人埼玉県バス協会及び一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協会が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 安全運行の確保等交通安全・事故防止対策を目的として行う事業
- (2) 輸送サービスの改善、その他公共の利便の増進を目的として行う事業
- (3) 自動車交通公害の防止、地球温暖化の防止等環境の保全を目的として行う事業
- (4) 貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業
- (5) 運転者、乗務員のための共同休憩施設、共同福利厚生施設、研修施設等共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- (6) 震災等災害発生等を想定した防災訓練への参加、震災等災害発生時における緊急物資輸送及び緊急物資輸送体制の整備に関する事業
- (7) バス事業者、トラック事業者等の近代化及び経営基盤の安定

確保等を図ることを目的とする事業（ただし、当該事業に要する費用に充てるための基金（以下「基金」という。）を設けて行われるものに限る。）

（８）まちづくりや産業振興等行政と連携して行う事業

（９）公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会に対して、当該法人が行う（１）から（７）に掲げる事業に要する資金の出捐を行う事業

（補助対象経費等）

第３条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とし、当該経費に対する補助額は、知事が別に定める額とする。

（補助金の交付時期）

第４条 補助金は、原則として補助金の交付決定に係る事業年度の９月及び３月において、それぞれ補助金の交付決定額の２分の１の額を交付する。

（申請書の様式等）

第５条 規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとし、その提出部数は正副２部とする。

２ 規則第４条第１項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、補助金の交付を申請しようとするものに対して通知するものとする。

（添付書類の省略）

第６条 規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

２ 規則第４条第２項第５号に規定する知事が別に定める事項は、補助事業の内容の細目及び経費の積算根拠とする。

（交付決定通知書の様式）

第７条 規則第７条の交付決定書の様式は、様式第２号のとおりとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 協会は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、様式第3号の運輸事業振興助成補助金に係る補助事業の(内容・経費の配分)変更承認申請書1部を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、基金の処分をしようとするときは、様式第4号の基金処分承認申請書1部を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 協会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は、正副2部とする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了後10日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号の運輸事業振興助成補助金交付確定通知書により行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第12条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業完了後、不動産及びその従物にあつては10年、その他のものにあつては5年とする。

(書類の整備等)

第13条 協会は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了後、

不動産及びその従物にあっては10年、その他のものにおいては5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年度の補助金から適用する。
- 2 昭和51年度の補助金の交付時期については、第4条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附 則（昭和54年度改正）

この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する

附 則（昭和55年度改正）

この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年度改正）

この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年度改正）

この要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年度改正）

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（令和3年度改正）

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。